

農は国の本、安全保障の要

2月1日、農業経済学が専門の東大教授鈴木宣弘さんから表題のご講演をいただきました。社民党横須賀総支部との共催。3月3日には種苗法改正案を閣議決定し、現政権下で食の安全保障は危機的です。(瀧川)

種苗法改正で小規模農家存続の危機

改正内容は、21条で、「例外で農家に認めてきた登録品種の自家増殖」を、「基本的に禁止すること」と、「許諾制を導入すること」です。種子には、登録品種と一般品種があり、「一般品種には25年の登録期限切れや在来種があるので問題なく、海外への種の流出を防ぐため、品種登録をすすめる知的財産にして農業立国を目指す」としています。しかし、国内法で農家の権利を規制しても、海外で品種登録しなければ知的財産とはなりません。

危ぶまれる農作物・食料の安全と安定確保

法改正で、開発者に許諾料を払うか種苗を購入することになりますが、その土地に合っているとは限らず、土地改良のために農薬や化学肥料が必要になります。既に日本は野菜の種苗の9割近くを輸入に頼っていますが、農家は自家採種により気候・風土合った作物を育て改良してきました。自家増殖を認めない登録品種が、この20年間で40近くまで増えており、鑑賞用のバラなどから作物となる種苗に範囲を広げ、国会承認が不要な省令で決めています。登録には100万円ほどの費用がかかり、許諾にかかる手続きや費用により、小規模農家の意欲が低下し持続性が懸念されます。品種の絞り込がすすみ多様性も失われます。

多国籍企業への配慮を優先!!

種苗会社は科学肥料や農薬を牛耳る多国籍企業に吸収され、食の支配がすすんでいます



国はイネ・小麦・大豆・大麦・裸麦の安定的な種子の生産を行うために、都道府県の役割を定めた「主要農産物種子法」も2018年に廃止。更に、「農業競争力強化支援法」を整備して企業に開発データを提供するように求める等、企業優先の施策をすすめています。遺伝子組み換えで特許をかける等、植物の新品種の保護に関する「UPOV条約」にばかり配慮した法整備は問題です。

しかし、UPOV条約でもEUや米国でも、例外で自家増殖を認めています。このように企業に過度に配慮した方向性は、農家の自家増殖の権利を認める、「食料農業植物遺伝資源条約」への配慮に大きく欠けるものです。

自由化を促すTPP11と米FTA

安倍政権は、2018年トランプ大統領の誕生で撤退したTPPを11カ国で発足しました。関税にとどまらず、サービスや投資の自由化をすすめる経済連携協定です。また、2020年1月には、日米間の貿易協定日米FTAを発効しました。いずれもUPOV条約は条件になっていません。日米FTAでは、日本から輸出する自動車25%の関税撤廃と米国の農産物を引き換えにすること、WIN-WINの協定としています。しかし、自動車・自動車部品の関税について約束は反故にされたまま、米国の飼料用の余剰とうもろこしを600億円で受け入れ、牛肉や乳製品を中心とする農産物の税率の軽減化をすすめる約束をしました。牛肉の関税は38.5%から段階的に9%まで下がること、安い牛肉が食べられることは嬉しいことですが、成長ホルモンの使用が問題です。日本の畜産の持続性安全性を考えると喜んでばかりはいられません。

健康も心配?!

輸入穀物は遺伝子組み換えされ、セットで農薬が使われています。また、小麦や果物も使用禁止の農薬であっても収穫後農薬が添加物として使用されています。自由貿易の名

のもとに、日本で禁止されている防かび剤や、農薬の使用基準も大幅に緩和され、表示されないゲノム食品の流通も始まり、日本人の健康が危ぶまれています。

食は安全保障! 小規模農業者を支える

日本の食料自給率は37% (カロリーベース)にとどまっています。気候変動や新型コロナウイルス等で物流が滞れば、一気に食糧危機に瀕します。自給率を上げることは必須。そのために、小規模農家を中心の日本の農業を支える仕組みが必要です。日本では、3割にとどまる所得補償ですが、小農・家族を基礎とした地域社会と資源環境の破壊を食い止め、地域の食と暮らしを守る循環型の仕組みは、既に世界中で行われており、表のように支えているのです。

また、市場原理主義で、買いたたき・価格のつり上げでは農家も消費者も安心できません。国の政策を改善する努力と、流通・小売の適正な中間マージンを確保するために、協同組合が関与して、農家・消費者をつなぐ核になることも重要とのこと。

米国の言いなりに武器を買う安倍政権に對して、「食料がなくなると、オスプレイをかじるわけにはいかないのですから!」という鈴木氏のコメントが心にしみた学習会でした。

| 農業所得に占める補助金の割合 ※2016年 | 2016年 | | | 2012年 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2006年 | 2012年 | 2013年 | |
| 日本 | 15.6 | 38.2 | ※30.2 | 38.2 |
| 米国 | 26.4 | 42.5 | 35.2 | 75.4 |
| スイス | 94.5 | 112.5 | 104.8 | 44.4 |
| フランス | 90.2 | 65.0 | 94.7 | 60.6 |
| ドイツ | | 72.9 | 69.7 | 63.2 |
| 英国 | 95.2 | 81.9 | 90.5 | |

農民の所得を国が補償!

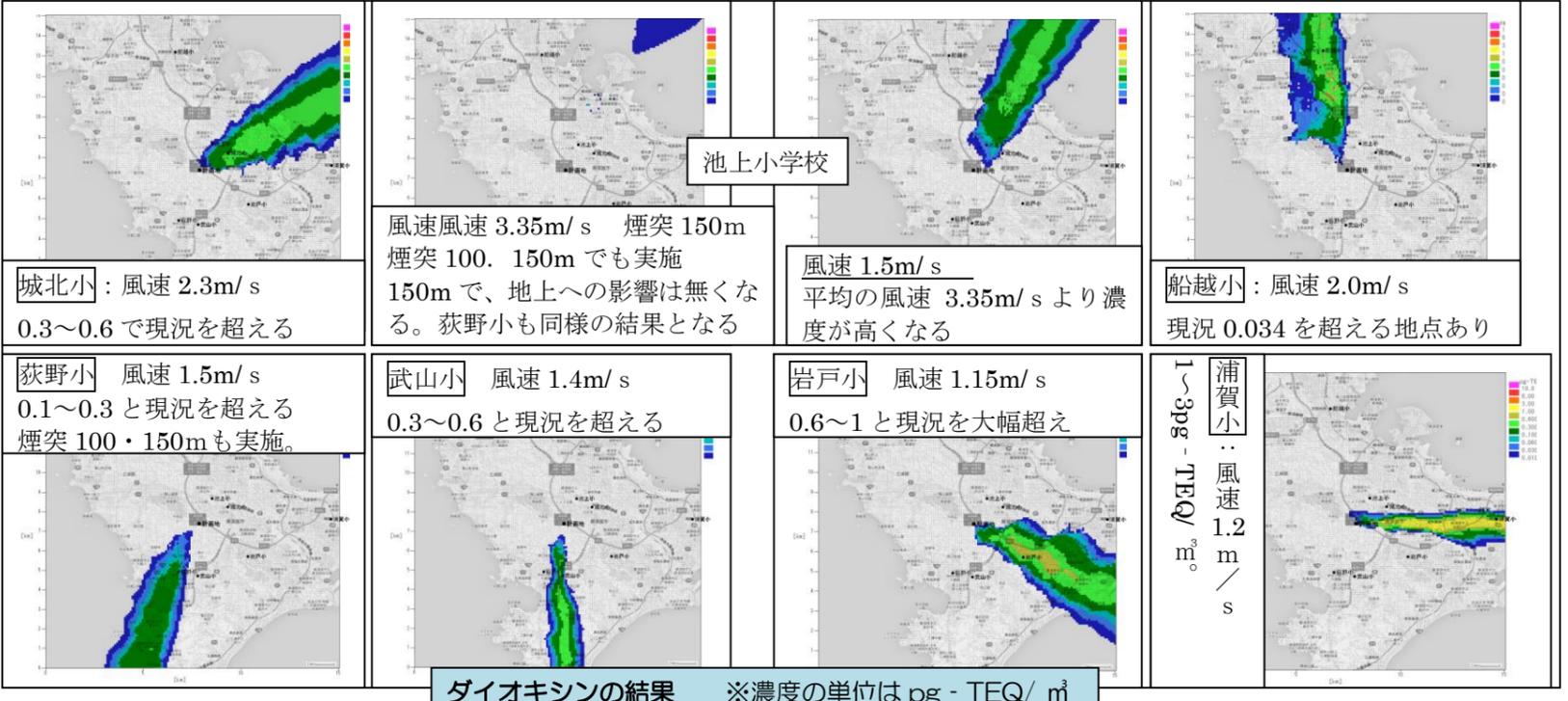
2017年、市民団体は、長坂・平作の標高100m地点に建設される新ごみ処理施設から出される排ガスの影響を調べました。

市の環境影響評価が地形を考慮しないモデルで実際の排ガスの影響を予測できないものであったため、(株)環境総合研究所に委託し、地形を考慮した影響と、風速・煙突の高さの違いによる影響を二次元シミュレーションしたものです。

調査項目はすべての方向でダイオキシンを、他に二酸化硫黄・窒素酸化物・PM2.5、塩化水素も実施しました。煙突の高さは市が採用した59mとし、市内7つの小学校の各方向での平均風速による影響です。下にダイオキシンの結果をお示しします。1時間当たりの濃度は、現状では優良な環境を反映して0.034pg-TEQ/m³ですが、稼働により、1時間当たりとはいえ年間の環境基準0.6に近い数値も出ました。

市は市民団体の要望を取り入れず、煙突の高さを59mとしましたが、高くすることで影響が少なくなることや、風の強弱では弱い場合に影響が強くなるということがよくわかりました。また、実際の影響を松葉調査で行う必要性を確認しました。ネット・横須賀も調査に参加し、まちづくりレポートNO.73で報告しました。委託先の監修を受けず、一括した結果を掲載したために正確性に欠けものでした。お読みいただいた皆様と市民団体、委託先の皆さんにお詫び申し上げます。裏面にあります小室市議の松葉調査に当たり、改めてご報告させていただきます。(瀧川)

排ガス三次元シミュレーション



まちづくりレポート

NO.84
2020年
5月発行
神奈川県ネットワーク運動・横須賀
〒238-0011 横須賀市米が浜通1-3
電話番号 046-8203-1211
代表 瀧川君枝 <http://yokosuka.kanagawa.wan.jp/>